

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成23年6月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 届出者名
ロック開発株式会社 代表取締役社長 大門 淳
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
ロックタウン矢本
東松島市小松字上浮足43番地
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
ロック開発株式会社 代表取締役社長 大門 淳
東京都千代田区神田佐久間河岸67番
- 4 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）マックスバリュ南東北株式会社 24時間
その他（開店時刻）午前8時（閉店時刻）午後9時
（変更後）マックスバリュ南東北株式会社 24時間
株式会社ツルハ 24時間
その他（開店時刻）午前8時（閉店時刻）午後9時
- 5 変更の年月日
平成23年6月1日
- 6 届出年月日
平成23年5月27日
- 7 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，石巻地方県政情報コーナー及び東松島市役所
- 8 縦覧期間
平成23年6月17日から平成23年10月17日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- 9 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工経営支援課
- 10 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。